

島原地域広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定手続き等に関する要綱

平成29年3月15日告示第6号

改正 令和元年6月17日告示第4号 令和5年3月16日告示第9号
令和6年3月25日告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び島原地域広域市町村圏組合地域支援事業実施要綱（平成29年島原地域広域市町村圏組合告示第1号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」及び実施要綱で使用する用語の例による。

(事業者の指定)

第3条 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第4条 前条に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(指定の更新)

第5条 管理者は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 管理者は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条 管理者は、第3条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理(以下この

条において「指定等」という。)をしたときは、長崎県、長崎県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 変更、廃止、休止、再開の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) その他管理者が必要と認める事項
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業所の指定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による指定事業者の指定等に関し必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和元年6月17日告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月16日告示第9号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

附 則 (令和6年3月25日告示第7号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。
- 3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。